

日本深層心理音楽療法学会 倫理綱領

The Japanese Association for Depth Psychological Music Therapy (JA-DPMT)

前文

本倫理綱領は、日本深層心理音楽療法学会の在り方や学会員に求められる倫理項目を明文化したものである。これにより、クライアントの尊厳と会員の専門的役割を保護し、会員の専門的行動指針を示す。

第1条 総則

- 1 本綱領でいう会員とは、日本深層心理学音楽療法学会定款に則り、会員登録をし実践を行う正会員と準会員をいう。
- 2 会員は、常に自己の能力向上に努め、且つ、心身ともに健全な状態で自らの専門的な業務および研究に臨むことができるように努める。
- 3 会員は、広く深層心理学的音楽療法の普及、啓発に努め、人々の健康とより良い社会環境の実現に奉仕する。

第2条 会員の責務

- 1 会員は、人種、国籍、宗教、性別、年齢、思想、信条等の差別をしない。
- 2 会員は、クライアントの情報を外部に漏らしてはならない。クライアントの同意がある場合、または、危機介入の必要性がある場合はこの限りではない。
- 3 会員は、自己の心身の状態を把握し、自己の個人的な状況が自らの専門的業務に影響を及ぼすことを排除するよう努める。この専門的業務には、臨床実践、教育、訓練、スーパービジョン、研究等が含まれる。
- 4 会員は、自らの専門性と能力を適切に判断し、クライアントに相応な対価を明示する。
- 5 会員は、自らの専門的業務において、自己の能力の限界を自覚し、他のセラピスト、専門家、スーパーバイザーの助言を求め、紹介する等、適切な対応をしなければならない。
- 6 会員は自らの専門的業務の全ての側面における最良の質の維持・向上のために、自己認識を持ち、スキルと知識を継続的に高める努力をする。最新の介入や技術を取り入れる際には、注意深さ、批評精神、最良のエビデンス、などを用いた総合的な判断のもと行う。
- 7 会員が、自らの専門的業務及び研究等で本学会が作成した以外の資料、著作物を用いる場合は、作成者の承諾を得ること。また、引用する場合は、その出典を明らかにしなければならない。

第3条 クライアントとの関係

- 1 会員は、クライアントの利益を最優先に考え、信頼関係の構築に努める。クライアントとの関係を個人的利益に利用しない。
- 2 会員は、専門的業務および研究の遂行にあたって、クライアントに十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 会員は、クライアントとの間に、治療関係以外の個人的関係を形成しない。その専門的業務に対する対価以外の金品の授受や金銭の貸貸を行わない。その他、性的関係、雇用関係、もしくはそれに類似する関係に至ってはならない。

第4条 雑則

- 1 会員が行った本倫理綱領に反する不適切な行為について、日本深層心理音楽療法学会は協議の上、戒告処分を行う。
- 2 前項戒告処分によっても当該会員に改善が見られない場合、日本深層心理音楽療法学会は協議の上、会員資格を取り消し、または会員資格停止処分をもってあたるものとする。

附則

- 1 本倫理要綱は令和5年3月21日より施行する。